

西東京市立小・中学校における5月7日及び8日の休業について（案）

新型コロナウイルス感染症への対応として、令和2年5月6日（水）まで、市立小・中学校の臨時休業を実施している。

5月7日以降の対応については、国の緊急事態宣言の動向や東京都の要請内容を踏まえて検討する必要があるが、これらは5月に入ってからの検討、決定という見通しとなっている。

また、再開に向けて家庭や学校において準備が必要となる中、5月7日が大型連休の翌日であり、事前に保護者等や学校に十分な周知を行うことが難しい状況にある。

こうした状況を踏まえ、早めの情報提供により児童・生徒及び保護者等の不安感を軽減するため、5月7日（木）及び8日（金）については、西東京市立学校の管理運営に関する規則第4条第2項の規定に基づく授業日における休業（各学校において登校させない日）として取り扱うこととし、速やかに周知を行う。

なお、5月11日（月）以降の取扱いについては、国の緊急事態宣言の動向や東京都の要請内容を踏まえ、改めて検討を行う。